

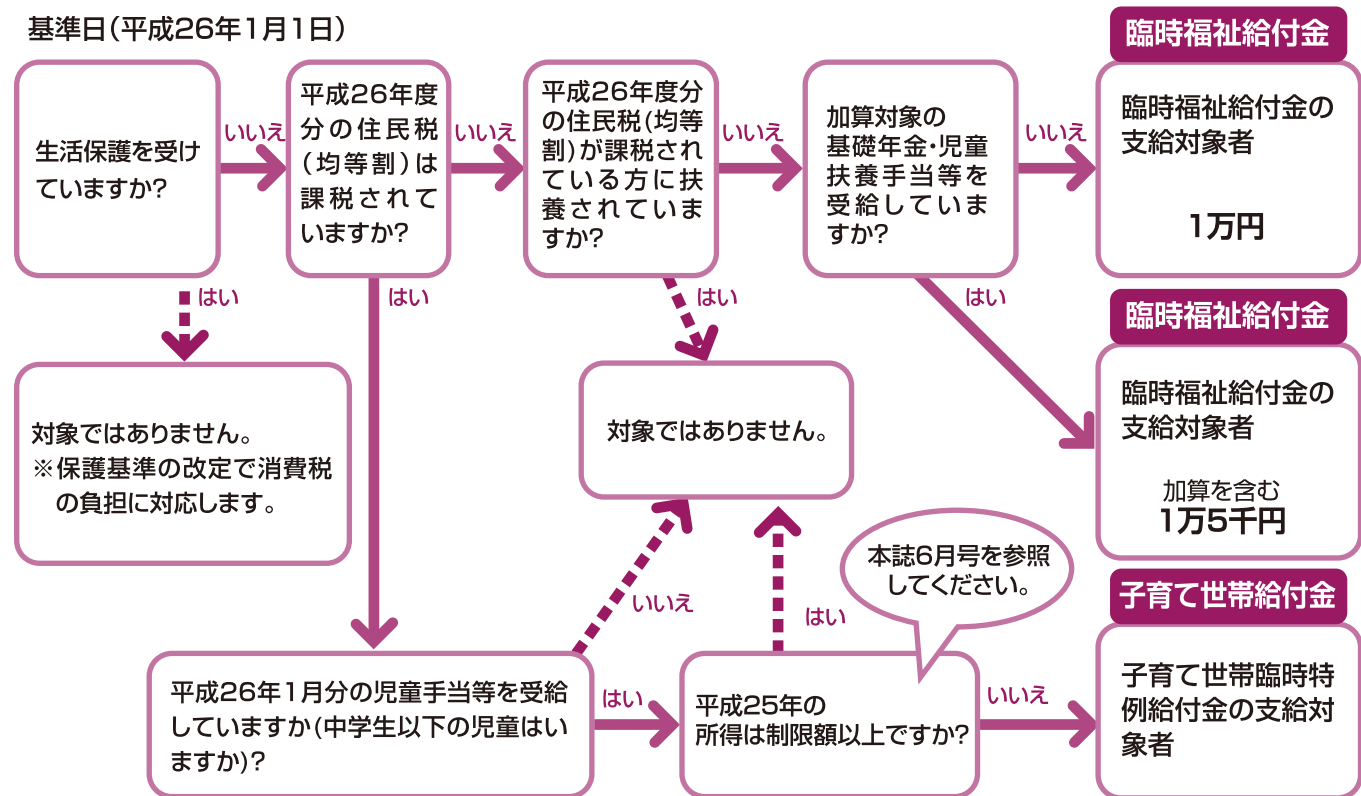
臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の 申請書受付期限を11月28日(金)まで延長しました！

4月からの消費税率の引き上げに伴い支給している臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金ですが、できるだけ多くの対象者へ受け取っていただくため、申請書受付期限を11月28日(金)(必着)まで延長しました。

対象者で申請書が送られていない方や紛失された方は、担当課へお問い合わせください。なお、支給要件等については本誌6月号や町公式ホームページでご確認ください。

対象者診断フローチャート

基準日(平成26年1月1日)



※当チャートは一般的なケースを想定しており、対象者とならない場合があります。受け取ることができるのは、どちらか一つの給付金です。いずれも1回限りの支給となります。ご不明な点は健康福祉課、または子育て支援課へお問い合わせください。

問い合わせ／臨時福祉給付金：健康福祉課臨時福祉給付金担当（☎581・2121内線126・127）、子育て世帯臨時特例給付金：子育て支援課（☎581・2121内線252）へ。

年金 あれこれ

国民年金保険料控除証明書が送付されます

～年末調整・確定申告まで
大切に保管してください～

国民年金保険料は『所得税法』および『地方税法』上、健康保険や厚生年金等の社会保険料を納めた場合と同様に「社会保険料控除」としてその年の課税所得から控除され、税額の軽減対象となります。控除の対象となるのは平成26年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料等も含まれます。

この社会保険料控除を受けるには、保険料を納めたことを証明する書類を添付しなければなりません。日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が次のとおり送付されますので、年末調整や確定申告の際には証明書、または領収書を必ず添付してください。

○11月に送付される方
1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方

○平成27年2月に送付される方
10月1日から12月31日までの間に初めて国民年金保険料を納付された方

問い合わせ／熊谷年金事務所（☎522・5012）、または保険年金課（☎581・2121内線112）へ。

※お問い合わせの際、年金番号・住所氏名・生年月日を確認させていただきますので、あらかじめご了承ください。

11月30日まで 麻薬・覚醒剤乱用防止 運動実施中！

麻薬・覚醒剤・大麻・危険ドラッグなどの薬物乱用は、個人の問題にとどまらず、社会全体に計り知れない危害をもたらします。特に、危険ドラッグの乱用が若者を中心に広がっており、使用者本人の健康被害や二次的な死傷事故が多発しています。

危険ドラッグは、合法ハーブ、お香、アロマなど、一見違法な薬物ではないかのように販売されているケースが数多くあります。実際には麻薬や覚醒剤、またはそれらに似た作用を持つ化学物質が含まれていることがありますので、絶対に買わないでください。

国では指定薬物として、中枢神経系の興奮、抑制、または幻覚の作用があり、保健衛生上の危害が発生する恐れがある物質を『薬事法』で規制しています。同法の改正により、4月からは指定薬物の製造・販売に加えて、所持・使用・購入等が新たに禁止されました。安易な気持ちで購入や使用をした場合には厳しい罰則が科せられます。

自分の人生だけでなく、家族など周りの人たちの人生までも狂わせてしまう薬物乱用。「ちょっとなら」といった甘い考えは命取りです。絶対に手を出さないでください。正しい知識を身に付け、薬物乱用を根絶しましょう。薬物でお困りの方はご相談ください。また、危険ドラッグ販売店舗に関する情報などもお寄せください。

相談・通報窓口	電話番号	主な内容
熊谷保健所	☎523・2811	薬物乱用に関する一般的知識の提供、PR資材の貸出し、精神保健福祉相談として個々の相談事例に応じた助言、関係機関の紹介
県保健医療部薬務課	☎048・830・3633	
(公財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター	☎048・822・4970	薬物でお困りの方、お悩みの方の電話・面接相談
埼玉県警察少年サポートセンター	☎048・861・1152	薬物などで悩んでいる少年やその保護者からの電話・面接相談

問い合わせ／熊谷保健所（☎523・2811）、または県保健医療部薬務課（☎048・830・3633）へ。

募集します！ 青年就農給付金受給者

青年就農給付金(準備型)

県では、新規就農総合支援事業に基づく青年就農給付金(準備型)の受給希望者を募集します。県が認めた研修機関等(埼玉県農業大学校、先進農家等)で就農に向けた研修を受ける方は、最長2年間、一人当たり年間150万円の給付を受けることができます。申請には一定の要件を満たす必要があります。詳しくは、県のご相談ください。詳しくは、県のホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/syunoukyuhukin.html>)をご覧ください。

受付期限／11月14日(金)(土・日曜日を除く)

その他／原則として、申請書が受理された方等を対象に面接を行います。給付金は予算の範囲内で給付するため、要件をすべて満たしていても給付されない場合があります。

問い合わせ／大里農林振興センター新規就農・法人化担当(熊谷市久保島137311、☎526・2210)へ。

青年就農給付金(経営開始型)

45歳未満で農業経営を開始し、国が定める要件を満たす方は、農業を始めてから経営が安定するまでの最長5年間、年間150万円の給付を受けることができます。申請には一定の要件を満たす必要がありますので、申請を希望される方は事前にご相談ください。詳しくは、農林水産省のホームページ(http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/syunou/roudou.html)をご覧ください。

受付期限／11月14日(金)(土・日曜日を除く)

その他／給付金は予算の範囲内で給付するため、要件をすべて満たしていても給付されない場合があります。

問い合わせ／農林課(☎581・2121内線401)へ。

ありがとう善意の寄附

次の方々から寄附をいただきました。皆さんの善意に感謝し、ご報告します。

【東日本大震災被災者支援のため】
▼金210、242円〓東日本大震災第4回復興支援チャリティー
ローズガーデンフエスタ 中嶋 誠 様

【保健福祉の増進のため】
▼金10、000円〓宮城県仙台市 赤見内 銀次 様

【教育文化の向上のため】
▼金10、000円〓上尾市 村山 和美 様